第百七十五条中「第六十三条の五第七項」を「第六十三条の五第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

イ　法第六十三条の四第四項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十三条の四第五項において準用する法第五十六条の二の規定による手続の経過

三　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

イ　法第六十三条の五第六項の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第六十三条の五第七項において準用する法第五十六条の二の規定による手続の経過

第百七十七条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「第六十三条の六第四項」を「第六十三条の六第五項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　法第六十三条の六第四項の規定による請求に係る手続の経過

第百七十八条第一項第十号中「第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項及び第六十三条の六第四項」を「第六十三条の四第五項、第六十三条の五第七項及び第六十三条の六第五項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十　法第六十三条の四第四項、第六十三条の五第六項又は第六十三条の六第四項の規定による請求をした組合員があるときは、当該請求に係る手続の経過を記載した書面

附　則

（施行期日）

1　この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

（連結決算関係書類に関する経過措置）

2　この命令による改正後の中小企業等協同組合法施行規則第八十八条第一項、第百二条第一項並びに第百三条第一項、第三項及び第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る連結決算関係書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

○内閣府令・財務省令第四号
経済産業省

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

内閣府
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令
経済産業省

第一号）の一部を次のように改正する。

第七十条第八項中「信託会社」を「信託専門会社」に改める。

第八十三条第一項第一号ハ中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては」に改める。

第九十一条第二項中「第九百十一条第三項第二十九号イ」を「第九百十一条第三項第二十八号イ」に、「もの」を「ためのもの」に改める。

別紙様式第一号中間業務報告書の記載上の注意1、別紙様式第二号業務報告書の記載上の注意1及び同様式第1の4の表記載上の注意2、別紙様式第三号中間連結業務報告書の記載上の注意1並びに別紙様式第四号連結業務報告書の記載上の注意1中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

別紙様式第九号事業報告の記載上の注意3に次のように加える。

⑤　完全子会社等　会社法第847条の3第2項第2号に規定する完全子会社等をいう。

⑥　親会社等　会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

別紙様式第九号事業報告の記載上の注意4中「第2条第2項第55号」を「第2条第2項第67号」に改め、同様式記載上の注意5中「、「4　当金庫の株式に関する事項」及び「5　当金庫の新株予約権等に関する事項」」を「及び「4　当金庫の株式に関する事項」」に改め、同様式2(1)の表記載上の注意1中「及び7」を「、7及び9」に改め、同記載上の注意2中「第345条第1項」を「第342条の2第1項若しくは第4項又は第345条第1項」に、「同条第2項」を「同法第342条の2第2項又は第345条第2項」に改め、同記載上の注意6中「監査委員に就いている取締役又は監査役に」を「監査等委員若しくは監査委員に就いている取締役又は監査役に」に、「当該監査委員」を「当該監査等委員若しくは当該監査委員」に改め、同記載上の注意中7を9とし、6の次に次のように加える。

7　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を欄外に記載すること。

①　株式会社商工組合中央金庫が当該事業年度の末日において監査等委員会設置会社である場合　常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

②　株式会社商工組合中央金庫が当該事業年度の末日において指名委員会等設置会社である場合　常勤の監査委員の選定の有無及びその理由

8　事業年度の末日において監査役会設置会社であって、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもって当該理由とすることはできない。

別紙様式第九号2(2)の表記載上の注意2中「取締役」を「取締役（監査等委員会設置会社にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）」に、「第121条第3号ロ」を「第121条第4号ロ」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同記載上の注意5及び7中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同様式2(2)の次に次のように加える。

(3)　責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。）を記載すること。